

(仮称) 燕市まちづくり基本条例の制定に向けた取組みについて

第1回まちづくり基本条例市民学習会 説明資料

平成20年8月



燕市 企画調整部 企画政策課 協働のまちづくりグループ



これからのまちづくりの 在り方を考える

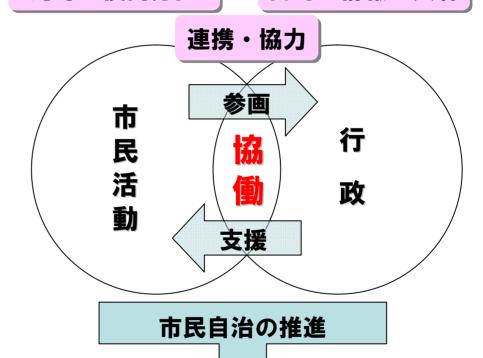
社会情勢や市民意識の変化

- ・地方分権の進展
- ・厳しい財政状況
- ・市民ニーズの多様 化、高度化
- ・市民活動の活発化

公共的課題の 増加·多様化·複雑化

公共的課題の解決について みんなで考え、決定し、行 動していくことが必要 対等・役割分担

目的や情報の共有



もっと「燕市らしい」まちづくりの実現

もっと「納得できる」公共的課題の解決



燕市の協働のまちづくりに 必要なこと

目指すべきまちの姿を明らかにして、みんなで共有する

まちづくりの主体としての市民の権利を保障する

より市民の声が反映される行政の仕組みをつくる

市民・市議会・市長等の役割や責務を明確にする

よりよく公共的課題を解決する仕組みをつくる

まちづくりの理念と ルールの明確化・共有



市民、市議会、市長等が議論して決定

(仮称)まちづくり基本条例



まちづくり基本条例の内容

条例で規定する一般的な内容

まちづくりの基本理念

市民の権利と責務

市議会の権限と責務

市の権限と責務

市民参画の手続き、仕組み

コミュニティの位置付け

市政運営の基本事項

他の条例等との関係 など

まちづくり基本条例の内容に決まりはありません。 また、行政や市民が一方的に策定するものでもありません。 行政と市民が一緒になってまちづくりのルールをつくっていく、

そのルールづくりがまちづくり基本条例の策定そのものなのです。



まちづくり基本条例制定の目的と効果

- ■市民がまちづくりの主体であるという自覚と責任感の向上
- ■情報共有によるまちづくりへの関心の向上
- ■市政運営の透明性の確保
- ■市民参画の環境整備(手続きの明確化)による市民の市政への参加 の推進
- ■各主体のまちづくりの共通目標の共有や役割分担の明確化による まちづくりへの連携・協力体制の構築
- ■地域自治組織、市民活動団体等が担うこれまでの地域づくり活動の制度的保障と地域の課題等の共有
- ■市職員の意識の更なる向上





(仮称) まちづくり基本条例制定までのスケジュール案

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度~ |
|--------------------------------------|--------|------------|---|---------|
| 学習会を開催 | 計8回 | | | |
| 公募委員等で組織するま ちづくり基本条例市民検 討会議を設置 | | 条例素案の協議・検討 | 市長へ 対→策定 提言書 を提出 | |
| 職員で組織する庁内検討 委員会を設置 | | 条例案の協議・検討- | →策定 | |
| 関連業務 | -広報-周知 | -広報、周知 | ・パブリックコメント・議案の提出→議決・条例の公布 | |
| まちづくり基本条例の周 知・運用 | | | | 運用・見直し |